

群馬県立利根実業高等学校 いじめ防止基本方針

校 訓 正しく、明るく、和やかに

正しい言動がとれる生徒を育てる

明朗快活な生徒を育てる

友情を育み、いじめは許さない生徒を育てる

平成28年 4月

群馬県立利根実業高等学校 いじめ防止基本方針

群馬県立利根実業高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組む。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

2 校内組織

- (1) 本校は、「利根実業高等学校いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。
【構成員】①委員長 校長 ②主担当 教頭
③委員 事務長・教務主任・生徒指導主事・農場長・工業部長・各学年主任
養護教諭・スクールカウンセラー
④必要に応じ 担任・副担任・部活動顧問を加える。
- (2) 校務分掌の生徒指導部内に「いじめ防止対策係」を設け、日常の生徒の様子を観察し積極的な情報交換に努める。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取組を行う。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 相当の期間とは、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対応する。

7 その他の留意事項

いじめの防止等のための対策については、取組内容を定期的に点検し、改善に努める。